○職員の定年等に関する条例

昭和５９年１２月２７日

条例第２４号

改正　平成18年12月27日　条例第8号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年による退職）

第２条　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の３月３１日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第３条　職員の定年は、年齢６０年とする。

（定年による退職の特例）

第４条　組合長は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

（１）　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

（２）　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

（３）　当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

２　組合長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　組合長は、第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

４　組合長は、第１項の期限又は第２項の規定により延長された期限が到来する前に第１項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

（定年に関する施策の調査等）

第５条　組合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和６０年３月３１日から施行する。ただし、第６条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第４条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和５６年法律第９２号。以下「改正法」という。）附則第３条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第４条第１項中「第２条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和５６年法律第９２号）附則第３条」と、同項及び同条第２項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和６０年３月３１日」と読み替えるものとする。

３　第５条の規定は、改正法附則第３条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第４条の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第５条第１項中「第２条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和５６年法律第９２号）附則第３条」と、「前条」とあるのは「附則第２項において準用する前条」と、同条第３項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第３条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。

附　則（平成１８年１２月２７日条例第８号）

この条例は、平成１９年１月１日から施行する。